

「新栄団地A棟」子育て世帯入居者募集

11月に申込受付

錦町に建設中の「新栄団地A棟」の新規募集を実施します。

日程は11月1日より案内配布、12～15日申込受付、選考は20日に抽選で行います。入居は12月以降になります。

今回新栄団地の新規募集は、小学校卒業前のお子さんがある、3人以上の親子世帯を対象に6戸募集します。



【主な申込要件】

- ①居住または勤務場所が江別市内。
 - ②世帯の月額所得の合計が15万8千円以下であること（障がい者世帯などの世帯は基準緩和）。
 - ③家屋または土地を所有していないこと。
 - ④市町村民税を滞納していないこと。
- 所得計算や入居基準など、詳しくは住宅係までお問い合わせください。

【詳細】建築住宅課住宅係 ☎ 381-1041

北海道地方税等合同公売会の開催

差押え物件の公売

北海道と石狩振興局管内を中心とした市町村などでは、各団体と連携しながら税金未納者に対して捜索・差押えした動産の合同公売会を開催します。

公売会場には差押え物件を陳列しますので、公売物件を目で確かめていただいた上で、入札や競り売りに参加していただくことができます。

公売代金は税金の滞納整理に充てることはもちろん、より多くの皆様に納税の大切さをご理解いただくための「オークション」です。

【日時】10月20日(日)

入札 11:00～

開札 12:30～

競り売り 13:30～

【会場】札幌市中央区北3条西6丁目
北海道庁本庁舎1階ロビー内

【公売参加に必要なもの】

- ①印鑑（個人は認め印で構いませんが、法人は代表者印が必要です）
- ②身分を証明する書類（運転免許証・健康保険証など）
- ③委任状（代理人が入札に参加する場合に必要です）
- ④買受代金（現金）

※会場内の駐車場は、満車となることも想定されますので、会場へお越しの際は公共交通機関をご利用ください。

【主催】北海道地方税等合同公売会実行委員会

【詳細】納税課 ☎ 381-1013



耐震診断義務化のお知らせ

昭和56年5月以前の大規模建築物

建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正され、昭和56年5月以前に着工された建築物のうち、不特定多数の方が利用する大規模な建築物などについて、耐震診断の実施と江別市への結果報告が義務化されます。

*改正法の詳細は国土交通省のHPまで
(http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000388.html)

【耐震診断の義務化対象建築物】

昭和56年5月以前に着工された建築物で、次の①～③に該当する建築物です。

①不特定多数の方が利用する大規模な建築物など（主なもの）※階数には地下を含みます。

●幼稚園・保育園

階数2以上で1,500㎡以上

●小中学校

階数2以上で3,000㎡以上

●老人ホームなど

階数2以上で5,000㎡以上

●その他（病院・店舗など）

階数3以上で5,000㎡以上

②北海道または江別市が指定する避難上重要な道路に接する建築物で、倒壊した場合に道路を塞ぐ恐れのあるもの

③北海道が指定する防災拠点施設

（②・③は今後指定される予定です。）

【耐震診断の結果報告】

江別市への報告期限は平成27年12月31日です。報告を受けた結果は公表する予定です。

なお、報告を行わなかった場合や虚偽の報告を行った場合、江別市より報告または是正の命令があり、従わない場合は、罰則規定もあります。

【詳細】建築指導課建築指導係 ☎ 381-1042



石狩振興局管内消防救急デジタル無線

共同運用の開始

石狩振興局管内の消防本部が共同で整備してきた、消防救急デジタル無線が、10月1日より運用を開始します。

今までのアナログ無線をデジタル化する事で、無線チャンネルの数が増加し、災害情報の混雑時に通信が円滑になるほか、当事者以外の傍受が困難となるため、秘匿性が高まり、プライバシーの保護強化が図れることとなります。

また、今まで市外に出ると無線が通じなかったものが、共同整備により無線基地局を共有して使用することで、石狩管内どこにいても通信が可能となり、

また、市町村を跨ぐような大規模な災害が発生した時には、消防救急無線を有効に活用する事が出来るようになります。

今後も、引き続き共同で維持管理を行いながら、各消防本部との連携をよりいっそう強化し、安全安心な街づくりを推進していきます。

【詳細】消防本部警防課 ☎ 382-5431

